

【特集】

電子債権と金融ビジネスモデル

一見、難解なIT技術論と法規定論を思わせる「電子債権構想」だが、その背景の重要な問題意識に「不動産担保に過度に依存しない融資手法の開拓」というリレーションシップバンキングの追求課題がある。企業が保有する土地資産に匹敵する規模の売掛金をファイナンスに活用するための技術革新として浮上しているこの構想の意味とアウトラインを紹介する。

電子債権を活用した新しい金融サービスの創出に向けて

指名債権でも手形債権でもない 新しい類型の債権

経済産業省 経済産業政策局

産業資金課長 市川 雅一



経済産業省では、経済・金融のIT化が急速に進む状況をふまえ、IT社会に合った新しい経済・金融インフラである電子債権制度の創設を目指している。〇四年一月に「電子債権を活用したビジネスモデル検討ワーキンググループ」を設置し、電子債権の考え方や電子債権を活用したビジネスモデルについて検討を進め、本年四月一三日に報告書「電子債権構想 IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して」(経済産業省HPに掲載)をまとめた。本稿では、報告書の概要等について解説する。

電子債権の検討の背景 土地資産に匹敵する 売掛金の活用

「電子債権法(仮称)」は、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会(小委員長・前田庸字習院大 学名誉教授)の審議の結果、〇四年四月二八日に公表された「金融システム化に関する検討小委員会報告書 電子債権について」により提言されたものである(同小委員会報告書の概要は、北川慎介「売掛債権の電子的取扱いは企業金融の進展に寄

与「電子債権法制」に向けての論点を整理」本誌04年6月14日号(三五ページ以下参照)。

経済産業省が、既存の債権(指名債権や手形債権)とは異なる新たな債権類型である「電子債権」の創設を提言するに至った背景の一つには、企業の資金調達環境を整備するうえで、不動産担保に過度に依存しない資金調達手法の拡充が重要であり、そのためには企業の保有資産のなかで土地に匹敵する規模を有する売掛金(全企業で約一七五兆円)を活用することがきわめて有用で、そのためのインフラ整備が喫緊の課題であると

電子債権のローンセカンダリー取引への活用

法的安定、 手続簡便な債権譲渡・流通の実現へ

東京三菱銀行 シンジケーション部
主任調査役 渡邊 隆彦



「電子債権構想」は、経済産業省産業構造審議会に設置された小委員会が発表した報告書（〇四年四月）において「電子債権法（仮称）」の必要性が提言されて以来、同省、法務省、金融庁（注1）において議論が重ねられているものである。このたび経済産業省は、ファイナンス事業懇談会「電子債権を活用したビジネスモデル検討WG（以下「WG」）」を〇四年一月から本年三月にわたって開催し、報告書「電子債権構想 I T社会における経済・金融インフラの構築を目指して（以下「WG報告書」）」を四月一三日付で公表した。本稿はともすれば金融界では狭義にとらえられがちな「電子債権構想」の幅広い可能性を示すべく、本邦ローンセカンダリー市場（企業向けローンの流通市場）拡充の観点を中心に、本構想を読み解こうとするものである。

電子債権構想の正しい理解

(1) 「電子債権法」は「債権の電子化推進法」ではない

まず、「電子債権法」は、そのネーミングで誤解されやすいが、けっして「債権の電子化・I T化推進法」ではない。確かに、「電子債権構想」には、電子化されたデータによる取引が

なじみやすく、結果として金融取引のI T化・ペーパーレス化の進展が促されるであろう。

が、これはあくまでも事後的な帰結であつて、電子債権法の最大の眼目は、金銭債権の譲渡を促進するために、指名債権と手形債権双方のデメリットを克服した新しい類型の金銭債権を「電子債権」として創出し、「法的安定性が高く、かつ手続

が簡便な債権譲渡・流通」を実現する点にあり、同法はむしろ「債権譲渡推進法」と位置付けることが適当と思われる。

本構想は、電子取引推進といったI Tの切り口から新しい「コンピュータ・システム（ネットワーク）」を構築しようというものではなく、「金銭債権の発生から譲渡、消滅に至るまで」の法概念を変革して新たな

「法的システム（枠組み）」をつくり、「譲渡前提・流通前提」の金融文化を創造していくという、ダイナミックなテーマとしてとらえられるべきである。

(2) 「電子債権法」の対象は手形や売掛金だけではない

電子債権構想の当初議論においては、産業金融機能の強化の観点から「企業が保有する債権

電子債権と

地域金融機関のビジネスモデルへの提言

債権者登録型電子債権と「管理機関」機能のスキーム

立命館大学 法学部
教授 大垣 尚司

金融審WGにおいて電子債権の議論が始まり、その導入がいよいよ現実味を帯びてきた。本誌2月14日号「銀行は電子債権をビジネスチャンスにできるか」では、電子債権が金融機関にさまざまなビジネスチャンスをもたらす可能性があることを指摘した。本稿ではとくに、中小・地域金融機関にとって電子債権がどのような戦略的意味をもつのかについて考えてみたい。

手形は情報の宝庫

地域金融機関が電子債権を考える場合、最も重要な文脈は手形の代替機能である。

わが国では、約束手形が銀行の当座預金サービスと手形交換所を通じた決済ネットワークに強固にバンドリング（結合）されることにより、決済機能と与信機能をあわせもつ金融手段として、商業銀行業務において中

核的な役割を担ってきた。

当座預金とバンドリングされ

た手形は、貸借対照表や損益計算書だけではなく読み取れない中小企業の業況を把握し、「金繰り」を押しさえる「与信を行ううえで重要な情報源としての機能を果たす。手形は単純な資金の動きだけではなく、取引先や支払いのサイトの変化、受取手形の振出人の取引銀行といった債権保全に欠かせない情報を届なが

らにして管理できる情報の宝庫だからである。

昨今、中小企業向けのファイナンスについて「リリース・インシティブバンキング」という言葉がよく用いられるが、「リリース・インシティブ」とは、会社に足繁く

通って社長と仲よくなることではなく、取引先に関するきめ細かな情報収集を行うことを通じ、たんに財務諸表だけを見ていては提供できない思い切った

与信活動を行うことを意味している。この点からすると、手形はリリース・インシティブを築くうえで重要な与信手段であったと位置付けることができよう。

融資技術の軸としての手形

しかし実際には、戦後一貫して右肩上がりであった地価を背景に、不動産に根拠当権さえ設定しておけば、本来なら流動資

